

【ご寄付をご検討されている方へ（あらかじめご留意いただきたい事項）】

1. ご寄付いただいた後に、寄付の用途を変更する必要がある場合、寄付目的終了後に生じた残余金について、新たに目的を定める必要がある場合の取り扱いについて、本法人の判断に一任いただきますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。
2. 次の各号のいずれかに該当する条件が付されている寄付金は、受け入れることができません。
 - (1) 寄付金により、取得した財産を無償で寄付者に譲渡すること
 - (2) 寄付金の使用について、寄付者が会計検査を行うこととされていること
 - (3) 寄付の申込後、寄付者の意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことができること
 - (4) 寄付金を受け入れることによって、著しく経費負担が伴うもの
 - (5) その他、本法人における教育研究上又は管理運営上、支障が生じる条件が付されていると判断されたとき
3. 反社会的勢力との関係の排除について
反社会的勢力に属する方からのご寄付については受入れません。また、受入れ後に寄付者が反社会的勢力であると判明した場合には、寄付金を返還いたします。
※本法人では、反社会的勢力について、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(外部リンク: 法務省)」を参考にしております。
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai9/9siryou8_2.pdf)
4. 入学寄付と控除に関して
本法人への寄付は文部科学省より寄付金控除の対象となる証明を受けており、所得税の寄付金控除の措置を受けることができます。
 - (1) 入学試験受験を控えた関係者からの寄付金は一切お受けいたしませんので、あらかじめご了承ください。
 - (2) また、寄付金の対価として、何らかの利益または便宜供与を条件とされる場合は、ご寄付の受領を辞退させていただきます。
 - (3) 寄付金控除の例外として、ご家族に本法人が設置する幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学に入学、または受験を予定されている方がいる場合は、賜りました寄付金は控除の対象外となります。
(国税庁 HP 内所得税法第 78 条《寄附金控除》から引用: 入学願書受付の開始日から、入学が予定される年の年末までの期間内に納入した寄付金は、原則として「学校の入学に関してする寄付金」とみなす、という通達による) あらかじめご了承ください。

5. その他(研究に関する注意事項)

本法人への寄付は、特定の寄付者に対して寄付金による研究成果等を供与することは、公益性を阻害することに繋がりがねません。したがって、寄付金による研究成果ならびに知的財産を特定の寄附者に還元することはできませんので、あらかじめご承知おきください。

寄付者から寄付金による研究成果を本学に求めた場合、利益相反・責務相反のみならず、税法上の問題が生じます。研究成果等の供与、還元を希望、想定される場合は、共同研究や受託研究をご利用ください。

なお、寄付金による研究から生じた成果ならびに発明等について、全ての権利は職務により生じたものとして本法人に帰属します。

以上
附金の内容次第では寄附金控除等は受けられないこともあります

学校に対する一定の特定寄附金は寄附金控除等の対象になるんですけど、
『入学に関してする寄附金』については控除の対象外になるんです。

1. 『入学に関してする寄附金』というのは、具体的には自分や子供等が入学を希望する学校に対してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととされるもの、その他当該入学と相当の因果関係のあるものを言います。
2. この場合において、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの間に納入されたものは原則、入学と相当の因果関係のあるものに該当するとされています。
3. ただし、入学決定後に募集が開始されたもので、新入生以外の者と同条件で募集されるものは除かれます。
4. 要するに新入生のみを対象とした寄附金の募集ではなく、在校生や卒業生等を含めたところで、入学とは関係のない一定の寄附金の募集に対する寄附をした場合は、寄附金控除等の対象となってくるわけです。
5. それから、入学をする学校に対しての直接の寄附ではないけれど、当該学校と特殊な関係にある団体等に対する寄附であっても寄附金控除等の対象外になります。
また、当該学校に入学辞退等で結果的に入学をしないこととなっても『入学に関してする寄附金』に該当すれば同じく対象外になります。